

「人権を尊重し差別のない明るく住みよい安曇野市」を築きましょう

安曇野市人権教育推進委員会委員・人権教育指導員の合同会議 【令和8年度版】

令和8年2月20日作成

基本方針

「人権を尊重し差別のない明るく住みよい安曇野市」を実現するために、市民一人ひとりの様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、それぞれを単独の問題としてではなく、相互に関連し合う構造的な問題としてとらえ、社会全体が持つ固定的な概念や差別を解消する取り組みを行います。さらに、安曇野市が目指す「誰もが輝ける共生社会」の実現に向けて、「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」の周知を図り、理解を深めていきます。

人権課題と目標

現在、様々な人権課題が依然として存在していますが、これらは決して、自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係のないこと」ではありません。法務省の人権擁護機関では、人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう、「『誰か』のことじゃない。」を啓発活動重点目標に掲げています。

日常生活の何気ない言動やちょっとした出来事、当たり前だと思っていることを、人権を視点に見直してみると、これまでとは少し違った何かを感じることがあります。「何か変だぞ」と立ち止まった時、人権問題がはっきり見えてきます。「変だぞ」と思ったその背景には社会的・構造的な偏見や無理解が隠れています。一人ひとりの人権が守られる地域や社会を実現していくために、それぞれの人権問題に対する知識や理解を深めること、そして、当たり前だった考え方ややり方を変えていく実践的な態度を培っていくことが大切です。

社会環境の変化に対応しつつ、市はもとより、すべての市民や事業者、教育関係者等が相互に連携しながら、それぞれの立場で自ら考え行動し、「人権を尊重し差別のない明るく住みよい安曇野市」を実現することを目指します。

人権教育の推進事業

1 人権教育推進委員会委員・人権教育指導員の研修会の実施(人権教育リーダーの養成・資質の向上)

人権教育推進委員会委員・人権教育指導員の合同会議や地域人権教育推進協議会での研修会

2「学習会」の実施

市の重点課題や各地域の実態に即しての学習会等

安曇野市人権のつどい

ボランティアによる日本語教室

日本語教室ボランティアきっかけ講座

[新]安曇野から考える人権展 巡回展示

[新]やさしい日本語での防災講座

3 学社連携の推進

小・中・社間の情報交換・授業参観・学社の懇談会・講演会

4 企業人権教育の推進

研修会・共催講演会の実施・研修会参加の支援・人権教育に関する情報提供

研修参加費の補助

人権啓発DVD貸出

5 情報提供

研修会や学習会などでの法改正や国や県、関係機関の動向についての情報提供

公民館人権コーナーにおける人権啓発情報掲示・人権通信の発行

様々な人権問題

1 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシャルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント)などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

2 こどもの人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などのこどもをめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

3 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等 による無断の財産処分(経済的虐待)などの人権問題も発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていきましょう。

4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が雇用の場面や職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うほか、障害のある人を排除しようとする優性思想及び障害のある人に対する偏見や差別の根絶を目指し、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」に関する取組を推進することにより、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

5 部落差別(同和問題)を解消しよう

部落差別(同和問題)について、インターネット上の差別的書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法などに配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、部落差別(同和問題)の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌ人の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

7 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチと呼ばれ社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎新型インフルエンザ等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

9 ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制的な隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

10 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人及びその家族に対する根深い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

11 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者及びその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

12 インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長するような情報を発信するといった悪質な事案が多数発生しています。このような情報の発信又は拡散は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

責任ある情報発信を行うためには、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの自立の支援等に関しては、ホームレスの人権に配慮することが定められています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

16 人身取引をなくそう

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。

また、災害対応時には、男女共同参画の観点を持つことも必要です。

18 ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報(遺伝情報)に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生する恐れがあります。ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

19 中国帰国者とその家族の人権に配慮しよう

国策として進められた「満蒙開拓団」や「満蒙開拓青少年義勇軍」に長野県から全国最大規模の移民を送り出した過去があります。その歴史を知るとともに、中国帰国者やその家族が、穏やかな日々を心豊かに過ごせるよう、この問題について理解を深めていきましょう。

参考資料: 1-18 項 法務省 啓発活動重点目標 啓発活動協働事項
19 項 長野県人権政策推進基本方針
安曇野市「安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり計画」